## 令和3年度補正予算 デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプTYPE2/3)の評価基準等について

1.	申請要件		評価方法			採択要件
	デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること					
事業性審査	→当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること		O·×			
	コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継 続的に推進するための体制が確立されているものであること					
	→事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門 家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること		O•×			
	  デジタル原則に準拠している旨、及び共助条件を実施計画に明示していること					
	→ 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一					
	のること  →データ連携基盤と各種サービス実装にあたっては、官民及び民民間の連携  確保の方針が明らかであること			. ×		
	一複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨のビジョンが明示されていること	O•×				
<u>=</u>			1			・申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「〇」…要件を満たしている。
	オープンなデータ連携基盤を活用して、複数のサービス提供事業者が異なる サービスを提供するものであること		O•×			「×」…要件を満たしていない。
デルル	中核的経営人材が存在していること					
性審	→地域課題の設定、データ連携基盤の構築、複数事業者による異なるサービス実装、データ連携による付加価値創出等、事業全体を企画・推進する中核的					
査	経営人材(チーフアーキテクトなど、プロジェクト全体を中心的に進める人材)が 存在するものであること	0.×				
	Well-being指標への協力をコミットしていること					
	  →"Well-Being指標"について、デジタル庁が準備するサイトやアンケート票など					
	を用いて、各地域で準備ができた段階で計測を行うこと。 →デジタル庁が整備するWell-Being指標測定のためのサイトやアンケート調査	O•×				
	票の設計、及びその構築・運営などについて、デジタル庁の求めに応じ、可能な範囲で必要な協力を行うこと。					
		評価方法				
<b>2</b> .	<mark>評価項目</mark> │		評価	I力法		評価のポイント           <基礎項目>
						〇目指す将来像および課題設定の適切性 ・事業の実施により地域の課題解決や魅力向上が実現される見込みが十分にあるか。
						OKPI設定の適切性
	①地域への効果	s	Α	В	С	・事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPIとして、各サービスそれぞれにおいて、適切なアウトカム、アウトプットKPIがそれぞれ1つ以上設定されているか。
						・それぞれのKPIの設定にあたって、以下の視点に留意しているか。 <「客観的な成果」を表す指標であること> <事業との「直接性」のある効果を表す指標であること>
						<事業との「直接性」のある対策を表す相様であること/   <「妥当な水準」の目標が定められていること/
事業性						<基礎項目> ○実装計画の適切性
審						・事業実施のプロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か。 ・過大な事業費が計上されておらず、十分な費用対効果が見込まれるか。
査	②実施計画の適切性 	S	Α	В	С	○運営計画の適切性
						・交付対象事業終了後の事業化に向けた計画が明確かつ具体的か。 ・ランニングコストの見通しや民間資金の活用など資金計画が明確かつ具体的か。
	③推進体制の実効性	s			С	<基礎項目> ○事業推進体制の実効性
			A	В		・事業推進体制における関係者の役割分担が明確にされているか。
						○PDCAサイクルの確保 ・事業の進捗管理方法が整備されているとともに、外部からの評価・検証を事業の改善につなげる等 PDCAサイクルを円滑に進めるための仕組みが明確かつ具体的か。
			-			<基礎項目>
	①データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保	S				〇オープンなデータ連携基盤の構築 ・デジタル庁の開発・提供するデータブローカー機能を採用するものであるか。
						・または、同様の機能を有する既存のデータブローカー機能を活用するものであり、かつ、①当該データーブローカー機能とアプリケーション間及びアプリケーション同士間のいずれにおいてもデータ連携を可能してオープ、ADIな提供する。アンドラーは、②フプリケーション同士関になける。
						にするオープンAPIを提供するもの、若しくは、②アプリケーション同士間におけるデータ連携を可能とするオープンAPIを通じ、複数の地域のデータ連携基盤間のデータ連携を実現するものであるか。 ・パブリッククラウド上で、オープンソースによるデータ連携基盤を構築するものであるか。
						・ハンリッククラフト上で、オーノンソースによるデータ連携基盤を構業するものであるか。 ・内閣府「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」を遵守するものであるか。
						○データモデルへの準拠 ・データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はデータ連携のための標準(データモデ
						ル)に準拠しているか(例:FIWARE、OASC等)。 ・データモデルに準拠したデータの提供が、事業期間終了後においても継続されるか。
			A	В	_	
						│ ○オープンデータの提供 ・本事業に関し自治体の保有するデータはLinked Open Data(Linked RDF)によるオープンデータ提供が
						*本事業に関し自治体の保有するナーダはLinked Open Data(Linked RDF)によるオープンテーダ提供が なされるものであるか。 ・当該対応が困難な場合、機械判読可能なオープンデータが提供されるものであるか。
モデル						<付加項目>
						<ul><li>○データ連携基盤の資金的持続性の確保</li><li>・データ連携基盤自体がサステイナブルに提供可能であるための構築・運用計画が明示されているか。</li></ul>
性審						○データモデルに準拠するためのプロセスの明確性 ・既存データの変換方法や期間、新規データの設計方法など、データモデルに準拠するための具体的 なプロセスが明確に示されているか。
査						-・シン ━ □ンガ・ヴ ア #圧   こ小 C 4 0 C 0 の 10.0

②サービス設計等の適切性	s	A	В	<ul> <li>&lt;基礎項目&gt; ○UI/UXの適切性 ・民間サービスと連携する等、適切なUI/UXが実現できる体制が構築されているか。</li> <li>○サービス改善の適切性 ・利用者のニーズ等を踏まえてアジャイルにサービスを改善していくための体制が構築されているか。</li> <li>C ○プライバシーの確保 ・個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか。</li> <li>○セキュリティ対策の適切性 ・「スマートシティセキュリティガイドライン(第2.0版)」を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであるか。</li> </ul>				
③データ連携による付加価値創出	s	A	В	<ul> <li>&lt;基礎項目&gt; ○創出される付加価値の大きさ ・本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであるか。</li> </ul>				
3. 総合評価								
総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で判定する。	│○総合評価の目安は以下のとおり。							
	※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「C」評価とする。							
		S評 価	「申記」「評価	清要件」が全て「〇」、 西項目」が全て「A」評価以上である場合。				
	事業性審査	A 評 価		情要件」が全て「〇」、 西項目」の全て「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。				
	審查	B 評 価		情要件」が全て「○」、 西項目」が全て「C」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「B」評価以上である場合。				
		C 評 価	ΓSJ	評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。				
		S評 価	「申言「評价	情要件」が全て「〇」、 西項目」が全て「A」評価以上である場合。				
	モデル	A 評 価		情要件」が全て「〇」、 西項目」の全て「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。				
	性審査	B 評 価	「申言「評价	情要件」が全て「〇」、 西項目」が全て「C」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「B」評価以上である場合。				
		C 評 価	ΓSJ	評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。				
		S評 価	「事業	業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「S」評価である場合。				
	総合評	A 評 価	「事業	業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「A」評価以上である場合。				
	価	B 評価 C	事	業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「B」評価以上である場合。				
		C 評 価	ΓSJ	評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。				
4. 採択区分         採択区分は「採択」又は「不採択」の2段階で判定する。       (4) A TATE ( ) TA A TATE ( ) TATE								
マンド・ソコの・14 7/1~10・・1. 14 3/17 A/14 と上記です。例。		採択		総合評価が「A」評価以上である場合。 (ただしTYPE3は総合評価が「S」評価である場合のみ。)				

不採択

総合評価が「B」評価以下である場合。